

令和8年度事業計画書

令和8年2月24日
一般財団法人肥料経済研究所

1. 事業の目的・概要

本法人は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「法」という。）第31条第1項の規定に基づく肥料に係る安定供給確保支援法人として、法第34条第2項の規定に基づき農林水産大臣より交付される補助金をもって安定供給確保支援法人基金を設け、適正な運用管理を行うとともに、法第9条第1項の規定に基づき供給確保計画に係る農林水産大臣の認定を受けて肥料及び肥料原料（以下「肥料等」という。）の安定供給確保に取り組む事業者（以下、「認定供給確保事業者」という。）に対する助成金の交付、肥料等の安定供給確保に関する情報の収集等を通じて、肥料原料の国際価格や原料供給国の政情等に大きな変動があった場合も肥料を安定的に供給し得る体制を構築することにより、肥料のサプライチェーンの強靱化を図ることを目的として安定供給確保支援業務を実施するものとする。

2. 事業の内容・方法

本法人は、法、特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針（令和4年9月30日閣議決定）、肥料に係る安定供給確保を図るための取組方針（令和4年12月28日農林水産大臣公表）、肥料の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準（令和5年2月15日内閣総理大臣及び農林水産大臣公表）、肥料原料備蓄対策事業費補助金交付等要綱（令和5年2月15日付け4農産第4523号農林水産事務次官依命通知）、安定供給確保支援業務規程（令和5年3月8日付け一般財団法人肥料経済研究所制定）等に基づき、安定供給確保支援業務として次の①から③を実施するものとする。

① 認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金に充てるための助成金の交付及びそれに附帯する業務

令和8年度においては、認定供給確保事業者に対する助成金の交付を行うに当たって、認定供給確保事業者からの交付申請の受付・審査、交付決定を行うとともに、交付決定後の認定供給確保事業者への指導・監督を通じ、適正な執行に努めることとする。その際、農林水産省と適切に連携し、認定供給確保事業者の供給確保計画の内容に基づき、適切な助成金の執行を行うよう留意する。

② 肥料等の安定供給確保に関する情報の収集及びそれに附帯する業務

令和8年度においては、農林水産省との調整を行い、次の（1）から（5）までの中から調査すべき事項を選定し、肥料等の安定供給確保に関する情報の収集を行う。

- （1）肥料原料の国際市況や需給動向に関する調査
- （2）既存の原料供給国の代替国となりうる国の我が国への原料供給の可能性に関する調査
- （3）原料供給国の投資ニーズに関する調査

(4) 国内資源の代替や利用拡大に関する調査

(5) その他農産局長が特に必要と認める調査

情報収集業務を委託により行う場合は、適切に大臣認可を受けるものとする。その際、収集した情報は、農林水産省と相談、適切に評価した上で、インターネットの利用その他の手法により、肥料関係事業者等に発信することとする。

③ 肥料等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談への対応並びにそれに附帯する業務

令和8年度においては、令和4年度に本法人における肥料安定供給確保支援室内に設置した相談窓口を適切に運用し、認定供給確保事業者を含めた肥料等の安定供給確保を図ろうとする者からの照会や相談に応ずることとする。

3. 事業の目標・計画

主要な肥料成分の供給源であり、安定供給確保の必要性が高いりん酸アンモニウム及び塩化カリウムについて、需給がひっ迫した場合にあっても肥料の国内生産を継続し得る体制を構築するため、認定供給確保事業者による備蓄への支援を行い、令和9年度までに、年間需要量の3か月分に相当する数量を恒常的に確保する体制を構築し、肥料の安定供給確保を図ることを目標とし、そのために必要な肥料等に係る安定供給確保支援業務を実施する。

これを踏まえ、令和8年度においては、2. に記載のとおり、助成金の交付決定を実施し、助成金の適正な執行に努め、情報収集業務及び相談業務についても適切に実施する。

4. 実施体制

安定供給確保支援業務を行うに当たって、理事長の指導監督の下、安定供給確保支援業務を統括する専任部署として設置している肥料安定供給確保支援室において、専務理事を統括責任者とし、常務理事及び専任職員とともに、令和8年度も安定供給確保支援業務を実施する体制とする。

5. 基金の管理・運用方法

安定供給確保支援業務に係る会計については、既存業務の経理とは区分した上で、法第36条及び第38条の規定に基づき区分して整理し、その収支の状況は帳簿にて明らかにする。なお、共通経費については、その性質又は目的に従って区分するものとし、公益法人会計基準に基づき従事割合により各事業に按分して算出する。

また、基金の運用は、法第34条第3項の規定に基づき、基金の運用によって生じた利子その他の収入金に相当する金額は基金に充てるものとし、同条第4項の規定に基づき、元本の償還の確実性及び認定供給確保事業者に対する適時かつ適切な支援が確保される方法により行うこととする。具体的な基金の運用は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第三十四条第四項第二号の規定に基づく内閣総理大臣及び農林水産大臣が指定した安定供給確保支援法人に係る主務大臣の定める金融機関を定める件（令和5年内閣府・農林水産省告示第1号）に従い、農林中央金庫及びみずほ銀行への預金とする。